

◎…十分評価でき、運営方針を上回った
 ○…予定どおり遂行できた
 △…何らかの理由により一部分遂行できなかった
 ×…全く遂行できなかった

平成28年度地域包括支援センター事業評価表

地域包括支援センター名:長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター

大項目			自己評価		市評価	
1. 基本方針			自己評価欄	補足説明欄	市評価欄	市補足説明欄
中項目	小項目					
(1)	地域包括ケアの推進	介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルな地域の様々な社会資源を活用できている。	○	支援する際、介護保険だけでなく、市福祉サービスや地域サロン、見守りサポーター等、インフォーマルな社会資源を紹介した。また、必要に応じて障がい者支援センター等他の相談機関と連携する事ができた。	○	△地域課題の抽出に課題 困難事例の支援に関して、必要に応じて関係機関と情報共有を行うことで連携強化に努めているものの、地域課題の抽出が十分にできなかった。 今後は多くの人に共通する課題を多様な専門職で議論する地域ケア会議を開催していく必要がある。 ◎長久手市入院時情報連携シート作成を評価 長久手市医療・介護・福祉ネットワークの入退院調整部会で「長久手市入院時情報連携シート」を作成し、医療介護連携を深めることができた。
(2)	地域ケア会議の推進	地域ケア会議を積極的に実施できている。	△	開催回数は2回にとどまったが、地域ケア会議を実施した際は、地域課題の抽出を行い、市に報告をした。更なる地域課題を抽出するため、地域の多様な関係者に参加してもらえる地域ケア会議を開催していく必要がある。	△	
		地域ケア会議の全体的な流れや枠組みを整理できている。	○	平成27年度に立ち上げた地域ケア会議部会にて、全体的な流れや枠組みの整理を行い、それに基づいて地域ケア会議を実施している。	○	
(3)	在宅医療・介護連携の推進	電子連絡帳を活用し、在宅医療・介護ネットワークの形成に努めている。	◎	ケースの情報共有や早期対応のため積極的に活用する事ができた。入退院調整部会では「長久手市入院時情報連携シート」の作成に取り組んだ。医療と介護の連携がスムーズに行えるよう、積極的にシートを活用していく必要がある。	◎	

◎・・・十分評価でき、運営方針を上回った
 ○・・・予定どおり遂行できた
 △・・・何らかの理由により一部分遂行できなかった
 ×・・・全く遂行できなかった

(4)	生活支援サービスの体制整備	社会参加に対する地域住民のニーズや、総合相談等の内容を分析して地域課題を把握し、生活支援コーディネーターと連携して生活支援サービスの体制整備に取り組んでいる。	△	総合事業開始を見据え、閉じこもり予防として行っていた「社協まめ会」の企画運営を生活支援コーディネーター及び生活支援サポーターに担ってもらえるよう取り組んだ。しかし、総合相談等の内容を分析して地域課題を把握するには至らなかった。	△	△認知症初期集中支援チームの検討が必要 電子連絡帳等を活用し、適切な受診につなげる等の支援に努めているが、認知症の早期発見、早期対応を専門的に行う「認知症初期集中支援チーム」の検討を進める必要がある。
(5)	認知症に関する取り組み	認知症の早期診断・早期対応により、認知症になっても安心して暮らせる支援体制づくりに努めている。	○	電子連絡帳等を等を活用し、日常生活や心身の状況を医師に報告・相談することで、適切な受診につなげる等の支援に努めた。また、認知症サポーター養成講座を実施したり、認知症に関する出前講座を行う等、啓発に努めた。	○	
		認知症高齢者の介護者・家族に対し、介護の知識の普及や介護負担軽減を目的とした支援を実施している。	○	その他、支援体制作りに向けた研修には参加したが、支援体制構築には至っていない。	○	
		認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員について、それぞれ具体的な設置方法や活動内容等の検討を行っている。	△		△	
(6)	効果的なセンター運営のための取り組み	地域包括支援センターと市で定期的に情報交換・情報共有し、センターの機能強化に努めている。	○	包括連絡会で挙げた「包括支援センターの認知度の低さ」と「出張相談の相談者の少なさ」について、両包括で協議し、市内ドラッグストアでの合同出張相談を行い、センターの機能強化を図った。	○	
		新しい総合事業への移行に向け、地域包括支援センターと市の連携体制を強化している。	○	総合事業移行については、市との連絡を密に行い、事業対象者のサービス利用がスムーズに開始できるように努めた。	○	

◎…十分評価でき、運営方針を上回った
 ○…予定どおり遂行できた
 △…何らかの理由により一部分遂行できなかった
 ×…全く遂行できなかった

大項目						
2. 運営体制						
中項目		小項目	実施状況	補足説明欄	市評価欄	市補足説明欄
(1)	事業計画の策定	各センターの当該年度の事業計画に基づき、計画的な事業運営を行っている。	○	毎月業務の進捗状況を確認し、計画的に事業を実施した。	○	○ 基本的な運営体制 職員の対応姿勢や個人情報の保護等、基本的な地域包括支援センターの運営体制は整っている。 ◎ 広報活動を評価 広報活動については、パンフレットや広報紙等の配布のみならず、地域包括支援センターが自らドラッグストア等に出向き、出張相談を行い、その広報活動を回覧板や路線バス等を活用している。
(2)	公立・中立性の確保	各センターの職員は、中立・公平の立場でなくてはならないことを理解している。	○	理解し業務に従事した。	○	
(3)	設置場所等	市民や多様な関係者がアクセスしやすい場所に事務所を設置している。	○	事務所はバス停の傍にあり、駐車スペースも十分にある場所に設置している。	○	
(4)	職員の姿勢	地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行している。	○	支援の基本を念頭に置き業務に従事した。	○	
(5)	個人情報の保護	安心して相談ができるよう、プライバシーが守られるように配慮されている。	○	来所相談は個室で対応し、プライバシーが守られるよう配慮した。 ケアマネジメント業務において個人情報の使用に係る同意書を整備するなど、個人情報の取り扱い及び管理には細心の注意を払っている。 相談記録等のデータやケースファイルは、鍵付の書庫で管理している。パソコンや介護システムはパスワードを設置し、法人内のファイルサーバーにおいても当該事業所の職員しか操作できないようになっている。	○	
		個人情報の取り扱いについて、関係法令を遵守し、厳重に個人情報の保護を図っている。	○		○	
		相談記録や実績等のデータは厳重に保管・管理されている。	○		○	
(6)	広報活動	パンフレットや広報紙等を作成し、様々な施設への配布を行うなど広報に努めている。	◎	パンフレットや広報紙だけでなく、回覧板や路線バス、ドラッグストア等で周知活動を行った。	◎	
(7)	苦情対応	苦情受付担当者・責任者を利用者に分かるように示している。	○	重要事項説明書に明記し、説明している。	○	

◎…十分評価でき、運営方針を上回った
 ○…予定どおり遂行できた
 △…何らかの理由により一部分遂行できなかった
 ×…全く遂行できなかった

大項目						
3. 介護予防ケアマネジメント業務						
中項目		小項目	実施状況	補足説明欄	市評価欄	市補足説明欄
(1)	介護予防事業に関するケアマネジメント業務	二次予防事業対象者施策の啓発等、二次予防事業対象者把握に向けての取り組みを行い、対象者のニーズ、課題分析を行っている。	○	いきいき倶楽部や長生学園地域事業「社協まめ会」、地域サロン、出張相談、出前講座にて二次予防事業の啓発を実施。介護予防教室の初回と最終日に参加者面談を行ったり、必要に応じて訪問を行うことで情報収集・アセスメントを実施した。	○	○ <u>予防給付に関するケアマネジメント</u> 予防給付に関するケアマネジメント業務は、運営方針に沿って行われている。
		二次予防事業対象者に対して、介護予防の目的を意識したケアマネジメント及び評価を実施し、柔軟にプランの変更を行っている。	○	プラン作成に至ったケースはないが、介護予防教室から介護保険・総合事業移行への支援を行った。	○	
(2)	新予防給付に関するケアマネジメント業務	運営方針Ⅱ(2)①～⑪について、適切なプロセスで実施している。	○	プロセス通り実施している。	○	
		介護予防プランを居宅介護支援事業所に委託する際には、地域包括支援センター運営協議会で承認を得ている。	○	承認を得たうえで契約を締結しているが、やむを得ず先行してしまう場合には直近の運営協議会にて事後承認を受けている。	○	
		適切に委託業務が行われているか定期的に確認をしている。	○	モニタリングの報告やサービス担当者会議に出席することで確認をしている。	○	
(3)	その他	地域包括支援センターにおいて実施するケアマネジメントとケアマネジャーが行うケアマネジメントの相互の連携を図っている。	○	引継ぎの際にはケアプランや基本情報などの情報提供や同行訪問するなどして連携を図っている。	○	

○予防給付に関するケアマネジメント
 予防給付に関するケアマネジメント業務は、運営方針に沿って行われている。

◎…十分評価でき、運営方針を上回った
 ○…予定どおり遂行できた
 △…何らかの理由により一部分遂行できなかった
 ×…全く遂行できなかった

大項目						
4. 総合相談支援及び権利擁護業務						
中項目		小項目	実施状況	補足説明欄	市評価欄	市補足説明欄
(1)	地域におけるネットワーク構築業務	地域特性や地域住民のニーズを把握している。	△	地域の特性にあわせて出張相談や出前講座を行った。その際、サロンや喫茶店・ドラッグストアの活用や、そこでの情報収集等に努め	△	△地域課題の把握に課題 出張相談や出前講座による市民からの情報収集に努め、関係機関との連携も進めたが、地域ニーズや課題の抽出が十分にできなかった。 ネットワークをさらに強化するとともに、個別の情報に共通する課題を分析する必要がある。 ◎出張相談の拡大を評価 出張相談が前年度に比べ16回増加しており、積極的に地域に出かけている。
		マップの作成等により活用可能な地域関係機関・団体等を把握している。	○		○	
		地域の課題や地域住民の支援についてネットワークを活用した問題解決を行っている。	△		△	
(2)	実態把握業務	地域住民や関係機関から支援が必要な地域高齢者の情報収集を行っている。	○	主催している「社協まめ会」や出張相談のほか、いきいき倶楽部やサロン・喫茶店へ出向き、行っている	○	
(3)	総合相談業務					
	①総合相談業務	初期対応を適切に行い、課題を明確にした上で適切な機関・制度・サービス等につなげている。	○	介護保険・市福祉サービスだけでなく障がい者支援センター等の他機関やインフォーマルサービスなどにもつなげている。	○	
		積極的に地域に出かけ、要支援者や地域の様々なニーズを見出すための出張相談を行っている。	◎	平成27年度は開催回数が年24回であったが、平成28年度は開催回数を年40回に拡大した。	◎	
	②継続的・専門的な相談支援	専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定している。	○	個別の支援計画書を策定したのは3件であった。策定しないケースでも課題を明確にして対応している。	○	

◎・・・十分評価でき、運営方針を上回った
 ○・・・予定どおり遂行できた
 △・・・何らかの理由により一部分遂行できなかった
 ×・・・全く遂行できなかった

(4)	権利擁護業務					
	①成年後見制度及び尾張東部成年後見センターの活用	高齢者の判断能力や生活状況を把握し、成年後見制度を利用する必要性がある場合には尾張東部成年後見センターと連携して支援している。	○	申し立てには至らなかったが、尾張東部成年後見センターへ申し立てに関する相談を行った。	○	◎虐待対応についての研修実施を評価 虐待への対応について、ケアマネサロンにてケアマネジャーを対象とした研修を行った。
		成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者で親族がいない場合等は、市長申し立てにつなげている。	○		○	
	②老人福祉施設等への措置	虐待等で高齢者を措置入所させることが必要と判断した場合には、当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めている。	○	該当ケースなし	○	
	③虐待への対応	通報・相談を受けた場合には、速やかに市及び関係機関と連携し、高齢者の安全確認・事実確認を行う等適切に対応している。	◎	市作成のマニュアル通りに速やかに連携し、事実確認等を行った。ケアマネサロンにて虐待対応についての研修を行った。	◎	
	④困難事例への対応	支援困難ケースや緊急と判断した場合は、多様な観点から支援できるようチームアプローチを実践している。	○	各専門性を生かして複数で対応をしたり、地域ケア会議で支援方法を検討している。	○	
	⑤消費者被害の防止	消費生活センターと定期的な情報交換を行うとともに民生委員児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等と連携し消費者被害情報の把握を行い、適切に対応している。	○	訪問やいきいき倶楽部、民協での注意喚起のほか「社協まめ会」にて警察や消費者生活相談員による講話の実施した。講話実施後に相談につながったケースが1件あった。	○	

◎・・・十分評価でき、運営方針を上回った
 ○・・・予定どおり遂行できた
 △・・・何らかの理由により一部分遂行できなかった
 ×・・・全く遂行できなかった

大項目						
5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務						
中項目		小項目	実施状況	補足説明欄	市評価欄	市補足説明欄
(1)	日常的個別指導・相談業務	担当圏域のケアマネジャーに対して、相談窓口を設置しケアプランの作成指導や助言等を行っている。	○	ケアプランチェックのほか委託契約をしているケアプランについても作成指導等を行った。	○	<u>△ケアマネジャーを対象とした事例検討会への課題</u> ケアマネジャーが抱える困難事例に対する支援等は行っているものの、ケアマネジャーを対象とした事例検討会を実施できなかった。平成29年度は多職種による地域ケア会議などにより、ケアマネジャーへの業務支援をさらに強化する必要がある。
		ケアマネジャーを対象にした研修会や事例検討会を実施している。	△	平成28年度から包括主催となったケアマネサロンにて研修を行ったが、事例検討は実施できなかった。	△	
(2)	支援困難事例等への指導・助言業務	地域のケアマネジャーが抱える困難事例に対する支援を行っている。	○	相談や情報提供、同行訪問等を実施している。センター内3職種で共有し対応にあたっている。	○	
(3)	包括的・継続的なケア体制の構築業務	地域ケア会議等を通じて地域のケアマネジャーと関係機関が連携できるよう支援している。	○	地域ケア会議で行政や生活困窮者自立支援事業担当者への出席を依頼したり、ケアマネサロンで民生委員との交流の場をつくる等、関係作りに努めた。入退院時においてもケアマネジャーと医療機関がスムーズに連携できるよう調整を行った。	○	
(4)	地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務	研修会や事例検討会を通してケアマネジャー相互の情報交換を行う場を設定し、ネットワーク構築の支援を行っている。	○	ケアマネサロンを実施している。企画・運営を主任ケアマネジャーと協力して実施できるよう調整した。	○	